

下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、福島県及び町の協力依頼等に応じて自主的に施設の休止や営業時間の短縮を行い、町内の感染拡大防止にご協力いただいた事業者に対し、下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付します。



■要件等

対象事業者（以下の要件を全て満たす事業者）

- ①町内に住所を有する法人及び個人事業主
- ②少なくとも令和2年4月28日から令和2年5月14日までの間、休止等を行った事業者
- ③以下に掲げる対象町内施設を営む事業者

◆対象町内施設

ア	飲食店	イ	料理店	ウ	喫茶店	エ	菓子店
オ	居酒屋	カ	ホテル	キ	旅館	ク	民宿
ケ	民泊	コ	スナック	サ	酒店	シ	ガソリンスタンド
ス	学習塾	セ	土産物店	ソ	ネイルサロン	タ	日帰り温泉
チ	写真屋	ツ	小売店	テ	ギフトショップ	ト	理美容店
ナ	その他県が認めた施設						

■交付額

上記要件に該当する事業者に対し、**5万円**（※一事業者につき1回限りとなります。）

■必要書類（様式は裏面をお使いいただくか、町HPからダウンロード又は、役場窓口にて配布いたします。）

- ①下郷町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②営業の実態が確認できる書類（直近の確定申告書の写し等）
- ③休業の実態が確認できる書類（休業期間を周知するホームページや店頭張り紙の写真等）
- ④振込口座の写し

■申請期限等 **令和2年9月30日（水）**※当日消印有効

※下記、担当窓口宛て郵送か持参により提出願います。

※担当窓口・お問い合わせ先

〒969-5345 福島県南会津郡下郷町大字塩生字大石1000番地

下郷町役場 総合政策課

Tell : 0241-69-1144 Mail : kikaku_01@town.shimogo.fukushima.jp